

【論点１】金融商品会計の範囲

【論点１-１】金融商品の定義等について

（１）論点の概要

- 2008年3月に公表されたディスカッション・ペーパー（DP）「金融商品の財務報告における複雑性の低減」において、金融商品の定義や金融商品会計基準の適用対象となる取引について検討されているが、日本基準との間において検討すべき大きな相違点等があるか。

（２）日本基準での取扱い

- 金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約である（実務指針 第3項）。
- 金融資産とは、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券である（実務指針 第4項）。
- 金融負債とは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務である（実務指針 第5項）。

（３）国際的な会計基準での取扱い及び国際的な会計基準の動向

- DPにおいて、金融商品の公正価値測定を全面的に要求する前に検討すべき課題として、金融商品の適切な定義、金融商品に関する基準の適用範囲外とすべき金融商品について検討されている（DP 3.92-3.94 及び付録A）。
- 現行の定義（IAS32号 第11項）及び暫定的に決定されている金融商品の定義案（DP A8）は以下のとおりである。

現行の定義（IAS32号 第11項）	改訂案（DP A8）
金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は持分金融商品、の双方を生じさせる契約をいう。	金融商品とは、 (a) 現金 (b) 企業の所有持分 (c) 一方の当事者が、他方の当事者へ金融商品を引き渡す契約上の義務であり、当該義務から解放される以外の対価の見返りなくして当該金融商品を受領することを要求する、後者の当事者の対応する契約上の権利である。又は、

	(d) 一方の当事者が、他方の当事者と金融商品の交換を行う契約上の義務であり、後者の当事者が前者の当事者に金融商品の交換を要求する契約上の権利である。
<p>金融資産とは、次のような資産をいう。</p> <p>(a) 現金</p> <p>(b) 他の企業の持分金融商品</p> <p>(c) 次のような契約上の権利</p> <p>(i) 他の企業から現金若しくは他の金融資産を受け取る；又は、</p> <p>(ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に有利な条件で他の企業と交換する；又は、</p> <p>(d) 省略（持分金融商品による決済）</p>	金融資産とは、資産である金融商品のことである。
<p>金融負債とは、次のような負債をいう。</p> <p>(a) 次のような契約上の義務：</p> <p>(i) 他の企業に現金若しくは他の金融資産を支払う；又は</p> <p>(ii) 金融商品を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する；又は、</p> <p>(b) 省略（持分金融商品による決済）</p>	金融負債とは、負債である金融商品のことである。

（４）検討のポイント

- DP において検討されている金融商品の定義について、現行の定義からの主な変更点は次のとおりであるが、日本基準との比較において検討すべき点はあるか。
 - IAS32 号は、金融商品は契約に基づくことを要求しているが、現金は契約ではないため、金融商品を現金、企業の所有持分及び契約上の権利・義務に分けて記載（DP A13）。
 - 引渡し契約の権利・義務及び交換契約の権利・義務でまとめ、契約のタイプに応じて定義を組立て（DP A16）。
 - 「潜在的に有利（不利）」な交換についての言及を削除（DP A15）。
 - 現行定義では、「受領する権利」、「交換する権利」となっているが、「引渡しを要求する権利」、「交換を要求する権利」というように、「要求する」を追記（DP A17）。
 - 引渡し契約において、引渡人が受け取る唯一の対価は、義務からの解放であるこ

とを追加している。これは、非金融項目の買入又は販売の交換契約（先渡契約など）は、金融商品ではないことを明確にすることを意図したものである。現行の定義では、非金融項目の先渡し売買契約の現金引渡しサイドを金融商品であると読むことが可能になり得る（DP A19）。

- 契約ではなく、契約上の権利・義務に言及している。例えば、有形資産及び金融商品を現金と交換することを要求する契約の場合、現行の定義では契約全体が金融商品となるが、改訂案では、契約の一部が金融商品となる（DP A20）。
- 適用範囲から除外若しくは追加される可能性がある項目（DP A21-60）については、両ボードは、IASB のプロジェクトで取り扱われている金融商品（リース、年金、及び保険及び関連する契約など）を除外するというIASBの暫定的な決定は別にして、どの金融商品を適用範囲から除外・追加すべきかについてはまだ決定していない（DP A31 及びA60）としており、今後の議論の動向に応じて検討してはどうか。

（５）取扱いの方向性

- 特に大きな差異が認められないのであれば、現在 DP で検討されている以上の検討は必要ないと考えられるがどうか。

【論点 1-2】デリバティブの定義（純額決済と将来の決済）について

（１）論点の概要

- デリバティブの定義については、日本基準と米国基準では、資産の引渡しを求めている場合に反対決済がいつでもできる市場性を要求しているが、IFRS では、そのような純額決済の状態を求めておらず、将来の一定期日に精算されることしか要求されていないため、このような差異がどのように影響するかについて検討してはどうか。

（２）日本基準での取扱い

- デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品である（実務指針 第 6 項）。
 - (1) 省略（基礎数値の変化に応じて時価が変動）
 - (2) 省略（当初純投資をほとんど必要としない）
 - (3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。
- 先物契約については、取引所があり原則として差金決済が行われる。先渡契約、オプション取引等については、契約上又は特約により純額決済が行われる活発な市場がある場合もある。また、金融資産又は現物商品を受け渡す場合であっても、当該金融資産又は現物商品に活発な市場があるため当該市場から購入又は売却することにより引渡人及び受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置くものもある。

デリバティブ取引は、契約上の期日に純額又は実質的に純額で、現金、その他の金融資産又はデリバティブを授受する権利若しくは義務が生じる契約である。（実務指針第218項）

- 商品先物のような現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引は、本来の金融商品とは異なる面を有するが、通常、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格をもつと認められるものについては、本会計基準を適用することが適当である（金融商品会計基準 第53項）。
- ただし、当初から現物商品（コモディティ）を受け渡すことが明らかなものは、金融商品会計基準の対象外である（実務指針 第20項）。

（３）国際的な会計基準での取扱い

- デリバティブとは、金融商品又は本基準の範囲に含まれるその他の契約のうち、次の3つの特徴をすべて有するものをいう（IAS39号 第9項）。
 - （1）省略（日本基準と実質的に同じ）
 - （2）省略（日本基準と実質的に同じ）
 - （3）将来のある日に決済されること。
- 金利スワップが IAS39 号のもとでデリバティブ金融商品であるかどうかを決定する目的上、金利の支払いを相互に支払う（総額決済）のか、純額で決済するのかわりはあるか。
 違いはない。デリバティブの定義は、総額決済なのか純額決済なのかには影響されない（IAS39号 B3）。
- 現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約は、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、本基準を適用しなければならない。ただし、非金融商品の受渡しにより決済される契約は金融商品ではない（IAS39号 par5）。

（４）国際的な会計基準の動向

- デリバティブの定義については、DP では特に検討されていない。

（５）検討のポイント

- 実質的に反対決済がいつでもできる市場性を要求するか否かで、デリバティブの対象に影響はあるか。より具体的には、次の表のとおり、IFRS では総額決済で市場性を有していない金融商品の受渡しにより決済される契約はデリバティブに区分されると考えられるが、例えばどのようなものが想定されるか。
- 実質的な純額決済を求めないとすれば、債務保証・保険契約やコモディティ（原油、天然ガス等）の買付け取引（商品の購入取引）をデリバティブと区別することが（少

なくとも定義上は) できないのではないか。

- デリバティブに区分されたものは時価評価されることを踏まえると、実質的に純額決済できること（＝市場性を有すること）を判断規準として含めた方が合理的ではないか。

<日本基準と IFRS の相違点>

			日本基準	IFRS
純額決済			デリバティブ	デリバティブ
総額決済	市場性あり		デリバティブ	デリバティブ
	市場性なし	金融商品	×	デリバティブ
		非金融商品	×	×

（６）取扱いの方向性

- 実質的な純額決済を求めるか否かによる実質的な影響を確認の上、論点整理の公表に向けて引き続き取扱いを検討してはどうか。

以 上